

# 山中湖メイプルカーリングクラブ会員会則

## クラブ会員会則

### 【定義】

#### 第1条

本会則は「山中湖メイプルカ - リングクラブ」の会員ならびに本クラブに入会しようとする者に適用されるものである。

### 【目的】

#### 第2条

本クラブは、カ - リングを通してリフレッシュし、国際性を身に付け、カ - リング技術の向上を目的とする。

### 【管理運営】

#### 第3条

本クラブの全ての施設は、「株式会社スポ - ティングカナダ」が経営し、会社は管理運営にあたる事務所を施設内におく。

### 【会員制】

#### 第4条

1. 本クラブは会員制とする。
2. 会員の本クラブ諸施設の利用範囲、条件及び特典については別に定める。
3. 入会金、年会費を支払った者は、月例大会、リ - グ戦、クラブチャンピオンシップに参加をする事が出来る。

## 【入会資格】

### 第5条

本クラブの入会資格は以下の通りである。

## 【入会手続き】

### 第6条

本クラブに入会をしようとする者は、本会則に同意をした上で、以下に定める手続きを行わなければならない。

1. 所定の申込み書により入会申込みをを行い会員区分に従って入会費及びその他所定の費用等を会社に払い込み、入会手続きが完了する。
2. 未成年者が入会しようとする時は所定の書類により保護者の同意を得た上で、申し込むものとする。この場合、保護者は自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

## 【入会金、年会費、施設利用料】

### 第7条

1. 会員区分毎の入会金、施設利用料は別に定める。
2. 会員は別に定める納入期日までに、それぞれの年会費を払い込まなければならない。
3. 一旦納入をした入会金、年会費は返還しない。

## 【会員資格の取得】

### 第8条

第6条の手続きが完了し、クラブの同意を得た人は本クラブが発行する会員証を受領した時点において、会員資格を取得したものとする。

## 【会員資格の相続、譲渡】

### 第9条

本クラブの会員資格は他に相続、譲渡できない。

## 【ビジタ - 】

### 第10条

1. ビジタ - は別に定める施設利用料を支払うものとする。

## 【諸規則の遵守】

### 第11条

1. 会員は本クラブ施設利用にあたり、本会則及び施設内諸規定を遵守し、施設スタッフの指示に従うと共に、施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。
2. ビジタ - が本クラブ諸施設を利用する際も同様とする。

## 【損害賠償責任免責】

### 第12条

会員が本クラブ諸施設の利用中、会員の責に関する事由により会員自身が受けた損害に対して、会社は当該損害に関する責を負わない。

## 【会員の損害賠償責任】

### 第13条

会員が本クラブ諸施設の利用上、会員の責に帰する事由により、会社又は第三者に損害を与えた場合、その会員が当該損害に関する責をおうものとする。ビジタ - についても同様とする。

## 【会員資格喪失】

### 第 14 条

会員は次の各号の該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としての如何なる権利をも喪失する。その場合速やかに会員証を変換しなければならない。

1. 会員の都合により退会を申し出て、会社がこれを承認した場合。
2. 第 15 条により除名された場合。
3. 会員本人が死亡した場合。
4. 経営上やむを得ない事由により、本クラブ施設の全部を閉鎖した時。

## 【会員除名】

### 第 15 条

次の各号に該当する場合、会社はその会員を本クラブから除名する事が出来る。

1. 本クラブの会則及び諸規則に違反をした場合。
2. 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱し、本クラブ会員としてふさわしくないと認められた場合。
3. 年会費及びの支払いを怠った場合。
4. 法令に違反する、又は社会通念やマナ - に甚だしく欠ける行為があった場合。
5. 危険な行為、又は他の会員に対する迷惑行為があった場合。
6. その他会社が本クラブ会員としてふさわしくないと認められた場合。

## 【施設の一時的閉鎖、一時的休業】

### 第 16 条

次の各号に該当する場合、会社は、諸施設の全部又は一部の閉鎖、若しくは休業する事が出来る。あらかじめ予定されている場合については、一週間前までに会員に対しその旨を告知する。但しこれにより会員の支払い義務が軽減されたり免除される事はない。

1. 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断した場合。
2. 施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ない場合。

## 【利用の禁止】

### 第 17 条

次の各号に該当する者の施設利用はこれを禁止する。

1. 刺青、タトゥーのある者。
2. 伝染病又は感染する恐れのある疾病を有するもの。
3. 一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失等の症状を招く疾病を有する者。
4. 酒等により、正常な施設利用が出来ないと会社が判断した者。
5. 医師から運動を禁じられている者。
6. クラブより除名の通告を受けた者。
7. その他、正常な施設利用が出来ないと会社が判断した者。

## 【諸費用変更ならびに運営システム変更について】

### 第 18 条

1. 会社は本会則に基づいて会員が負担すべき年会費、施設利用料について会社が必要と判断した場合変更する事が出来る。
2. 前項同様に施設運営システムを会社が必要と判断した場合変更する事が出来る。
3. 前 2 項の変更の場合、会社は一ヶ月前までに全会員にこれを告知する。

## 【会則の改定】

会社は、会則等の改定を行う事が出来る。  
尚、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。

2005 年 2 月 7 日